

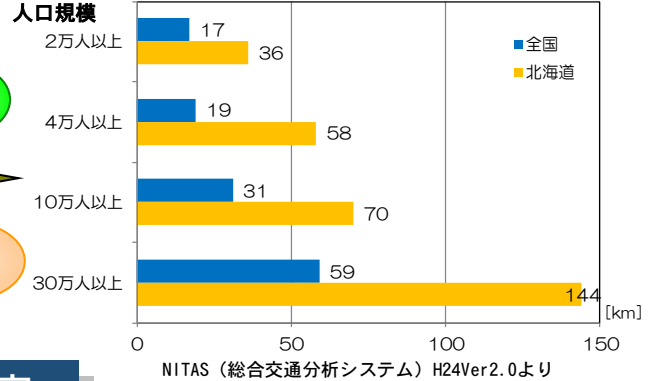
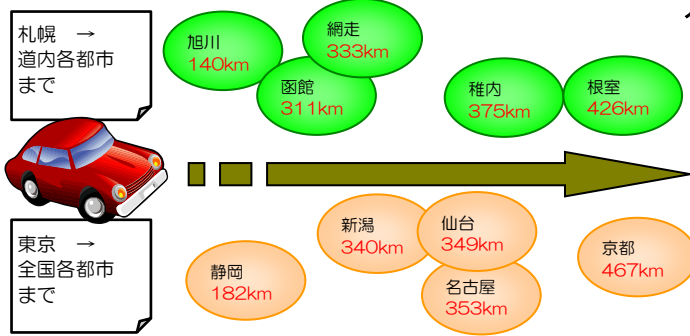
北海道の地域特性と直面する課題

広域分散型社会

北海道は全国の22%を占める広大な大地に都市が点在する広域分散型社会であり、都市間距離は全国の約2～3倍になります。

●札幌・東京から各都市までの距離（高速道路経由）

●最寄都市までの平均道路距離



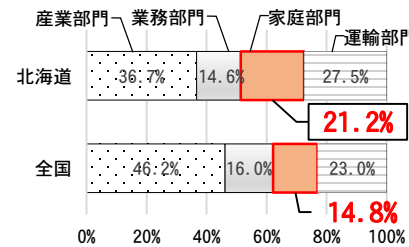
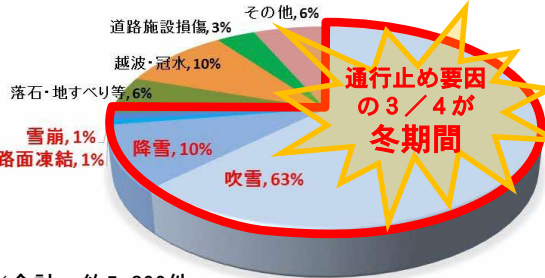
積雪寒冷な気候と頻発する自然災害

- 北海道は全域が積雪寒冷特別地域に指定されています。
- 道道の通行止め要因の8割は吹雪や降雪などの雪害が要因となっています。
- 厳しい寒さを抱える本道では暖房などの家庭部門でのエネルギー消費量が多く、さらなる住宅の省エネルギー化が求められます。

●2013年3月2日からの暴風雪による道路状況

●道道の通行止めの要因 (2010.04～2020.03)

●道のエネルギー消費構成 (H29) 北海道経済部調べ



サロマ湖公園線 (佐呂間町)

※合計: 約5,200件

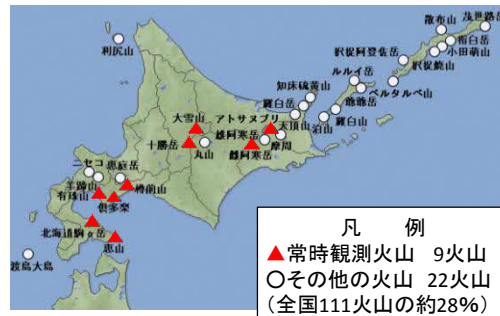
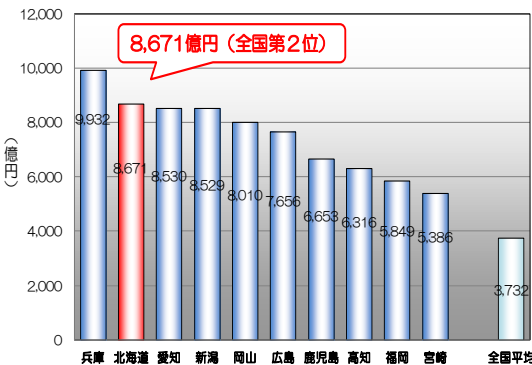
北海道建設部調べ

北海道では近年、台風、地震、豪雨など、度重なる大規模な自然災害に見舞われており、過去30年間の水害被害額は、全国第2位となっています。また、北海道には31（うち北方領土11）の活火山があり、気象庁の常時観測火山の9火山（十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳など）について噴火警戒レベルが導入されています。

●過去30年間 (1989～2018) の水害被害額 (国土交通省統計資料)

●北海道の活火山 (気象庁HP画像を加工編集)

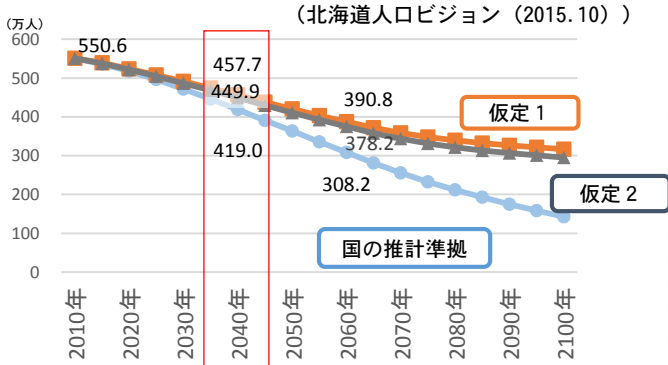
●胆振東部地震における住宅被害



人口減少・高齢化の状況

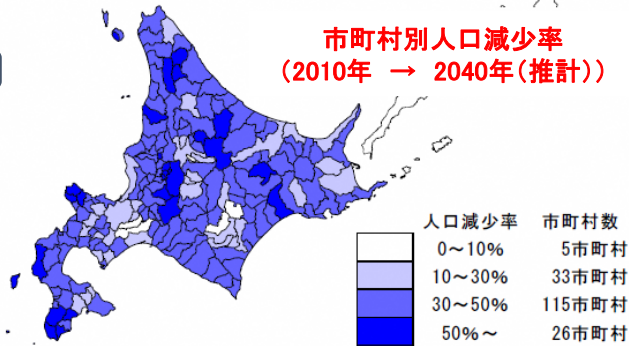
北海道は全国を上回るスピードで人口減少が進んでおり、近い将来、超高齢化の人口構造とも相まって、経済、暮らし、行政などの分野において極めて深刻な事態になることが危惧されます。

道内人口の将来推計



市町村別人口減少率

2040年には8割の市町村で3割以上の人口減少



(北海道総合開発計画 (平成28年3月閣議決定) 概要版)

<仮定1: 2040年の人口約458万人>
 ① 自然動態 (合計特殊出生率) 2030年: 1.8、2040年: 2.07
 ② 社会動態 (純移動数) 2019年: 転出超過数を現在の約半分にする
 2025年: 社会増減数を均衡 (=0) させる

<仮定2: 2040年の人口約450万人>
 ① 自然動態 (合計特殊出生率) ・札幌市 2030年: 1.5、2040年: 1.8、2050年: 2.07
 ・札幌市以外は<仮定1>と同様
 ② 社会動態 <仮定1>と同様

○人口減少・高齢化の影響によって我が国への貢献度の高い本道が担う「生産空間※」の維持が困難となるおそれ。

※生産空間: ここでは、主として農業・漁業にかかると生産の場 (特に市街地ではない領域) を指す。
 生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

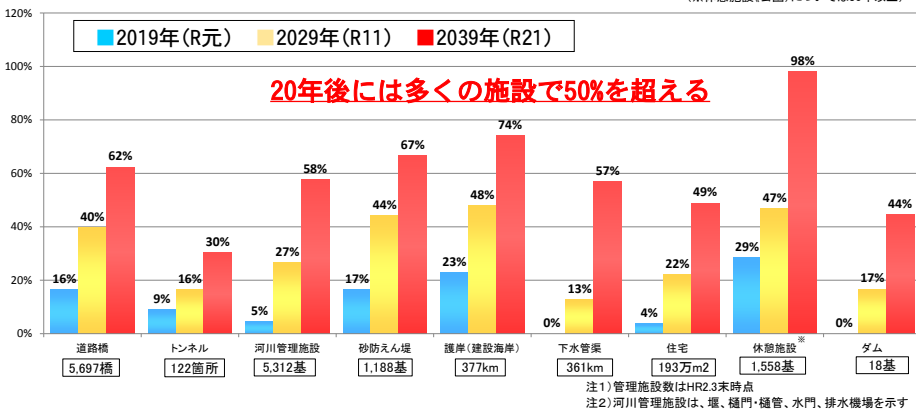
- 地域の安全・安心を担う建設産業に携わる技術者及び技能労働者の確保・育成が困難となるおそれ。
- 人口の減少や高齢化の進行に伴い、適切に管理されない空き家が増加するおそれ。
- 見守りや介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住宅を確保する必要がある。

社会資本の老朽化

高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が進んでおり、維持管理・更新に要する費用の増大が懸念されます。

建設後50年を経過する施設の割合

(※休憩施設(公園)については30年以上)



【公営住宅の老朽化状況】



【樋門の腐食状況】



【橋梁主桁の劣化状況】



【下水道ポンプ施設の老朽化】



【橋梁床版抜け落ち事象発生】



施策や制度に関する要望

《 最重点要望 》

■中長期的観点に立った防災・減災、国土強靱化の推進

関係各局

近年の激甚化・頻発化する地震や豪雨などの自然災害に対応するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降も防災・減災対策のための予算を確保するとともに、地方負担の軽減を図ること。

また、河川の氾濫防止に向けて、道及び道内市町村が単独事業として、河川の掘削・伐木事業を早急に進めることができるよう、「緊急浚渫推進事業」の道内への重点的な配分を行うこと。

■道州制特区推進法における計画期間の延長

道路局

道州制特別区域基本方針に基づく「道州制特別区域計画」の計画期間は令和2年度をもって満了となるが、計画において定めている事業の完成まで計画期間を延伸し、現行の「特定道路事業交付金」制度を継続するとともに、事業の推進を図るため、必要な予算を確保すること。

《 重点要望 》

■社会資本の長寿命化に係る制度の充実・強化

都市局、水管理・国土保全局、住宅局

北海道では、北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき計画的な補修や更新を実施しているが、事業費や施設の設置年次・規模など採択要件に制約があることから、すべての管理施設の法定点検や定期点検・診断・補修・更新が交付対象となるよう、制度の充実強化を図るとともに、地方負担の軽減を図ること。

【採択要件緩和を要望する具体例】

- ・河川施設：排水機場等における非致命的な部材、月点検にかかる費用及び堤防・河道の対策
- ・砂防関係施設：昭和53年以降の技術基準により設計した砂防設備、高さ10m未満の急傾斜地崩壊防止施設
- ・公園施設：遊具の消耗部材の交換費用や、2ha未満の都市公園における遊戯施設以外の施設
- ・公営住宅：建物の予防保全に資する部材交換・修繕や設備の更新
- ・下水道施設：主要な管渠以外の末端管渠

■維持管理等に係る財政支援の充実・強化や制度の創設

関係各局

地域の実情に応じた、維持管理に活用可能等な交付金制度創設を図ること。また、公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとしている期間を延長するとともに、更なる対象施設の拡充など財政支援の充実強化を図ること

■除排雪に係る財政支援の充実・強化

道路局

冬期における円滑な交通確保のため、近年の労務費や諸経費等の上昇に伴う経費の増加を踏まえ除排雪等に必要な予算を確保するとともに、地域の実情に応じた交付金の柔軟な執行に対応すること。また、少雪時でも除雪業者が経営を維持できるよう最低保証などの制度を創設すること。

■物流ネットワークの強化に係る制度の充実・強化

道路局

平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、広域道路ネットワーク計画等の策定や重要物流道路の追加指定にあたっては地方の意見を十分に反映するとともに、IC・空港・港湾アクセス道路を含めた物流ネットワークの強化及び整備推進を図るため、補助制度の拡充等による財政支援の充実強化を図ること。

■津波防災対策に係る制度の創設や財政支援の充実・強化

水管理・国土保全局

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく推進計画作成に対する財政支援制度の創設を図るとともに避難施設等の整備に係る必要な予算の確保や国費率の引上げにより、財政支援の充実強化を図ること。

特に、L1津波対策に特化した事業を追加するなど制度の充実強化を図ること。

■事前放流に伴う損失補填制度の拡充

水管理・国土保全局

令和2年度に創設された「事前放流に伴う損失補填制度」については、国土交通省及び水資源機構が管理するダム、一級河川に設置された利水ダムを対象としており、都道府県が管理する多目的ダムや二級河川に設置された利水ダムは、対象外となっていることから、同様の取り扱いが受けられるよう、現行制度の拡充を図ること。

■粘り強い構造の堤防の整備推進に係る制度の拡充

水管理・国土保全局

都道府県においても『水防災意識社会』の再構築に向けた取組の加速が必要であることから、河川堤防から越水が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばし被害軽減が図られるよう堤防構造を工夫する、いわゆる粘り強い構造の堤防の整備を河川改修事業実施箇所以外においても推進するため、制度の拡充を図ること。

■準用河川改修事業に係る採択要件の緩和や小規模な河川改修に係る制度の創設

水管理・国土保全局

近年、市町村が管理する河川においても浸水被害が発生していることから、準用河川改修事業の事業費要件等の緩和や小規模河川の改修に対応した財政支援制度の創設を図ること。

■災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に係る採択要件の緩和

水管理・国土保全局

河川洪水等により海岸に異常に堆積した漂着流木及びゴミ等を緊急的に除去する「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」について、漂着量等の採択要件の緩和を図ること。

■災害復旧に係る財政支援の充実・強化

水管理・国土保全局、住宅局

甚大な被害が発生した平成30年度の災害を受け、災害時の地方負担が課題となったことから、「査定設計委託費等補助制度」の国費率の引上げなど、財政支援の充実強化を図ること。

■土砂災害特別警戒区域の危険住宅に対する財政支援の拡充

水管理・国土保全局、住宅局

土砂災害警戒区域における人命の保全や民生の安全・安心を充実するため、危険住宅の改修や同地区外への移転など、離島地域を含め地域の実情を踏まえ必要な予算の確保や財政支援の充実強化を図ること。

■住宅・建築物の耐震化に係る財政支援の充実・強化

住宅局

耐震改修促進法の改正に基づき耐震診断結果が公表されたホテル等大規模建築物をはじめ、住宅や公共建築物の耐震化に要する多大な経費負担が課題となっていることから、必要な予算の確保や国費率の引上げなど、より一層の財政支援の充実強化を図ること。

■空き家等対策の推進に向けた支援の拡充

住宅局

空き家等の所有者等の責任の明確化、実効性を高めるための罰則の強化を、空家等対策推進特別措置法など関係法令において、位置づけること。

特定空家の除却のほか、空き家の幅広い用途での活用や今後空き家になることが懸念される住宅の所有者に対する意識啓発などについて、必要な予算の確保など財政支援の充実強化を図ること。

大規模空き建築物の所有者等関係者の調査・特定に必要な権限の付与や、解体・活用に要する費用について、補助率の引上げや必要な予算の確保を図ること。

■新たな住宅セーフティネットの構築に向けた支援の拡充

住宅局

セーフティネット住宅の住宅改修や家賃の低廉化について、セーフティネット専用住宅としない場合であっても対象とすることや、一定期間、住宅確保要配慮者の入居がない場合には一般の入居を認めるなど、補助の要件を緩和すること。

■原子力防災に係る財政支援の充実・強化

道路局

泊発電所の周辺道路は、自然災害との複合災害や過酷事故発生時の避難道路としても有効活用できることから、こうした道路の整備を早急に進めるため、国の負担割合を引き上げるとともに、除排雪を含めた維持管理に必要な予算を別枠で確保すること。

■災害対応等で重要な役割を果たす建設産業の担い手確保や育成への支援

不動産・建設経済局

社会資本の整備や維持管理をはじめ、災害時における緊急対応など地域の安全・安心を担う建設産業が将来にわたり持続的に発展するためには、安定的な建設投資の確保や若年層の担い手確保・育成が喫緊の課題であることから、技術・技能の継承のための国による関係支援事業を継続し、中長期的な視点に立った施策の推進や予算の確保を図ること。

■北海道開発の枠組みの堅持

北海道局

北海道総合開発計画に基づき、北海道が将来にわたり我が国に貢献していくため、社会資本整備を総合的かつ着実に推進することができるよう、開発予算の一括計上や北海道特例及びこれを担う、北海道局や北海道開発局の人員体制の維持・強化を図るなど、北海道開発の枠組みを堅持すること。